

総務委員会情報連絡

令和3年4月15日

情報連絡事項	頁
1 令和2年度足立区職員褒賞の結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 同性パートナーを有する職員に対する休暇制度の整備に係る 規則改正等について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 足立区職員障がい者活躍推進計画の策定について・・・・・・・・	16
4 任期付職員（保健師）の採用について・・・・・・・・	17
5 令和2年度契約状況 （工事請負契約金額6千万円以上1億8千万円未満）・・・・・・・・	18
6 令和3年地価公示価格について・・・・・・・・	19

(総務部)

総務委員会情報連絡

令和3年4月15日

件名	令和2年度足立区職員褒賞の結果について
所管部課名	総務部 総務課
内容	<p>令和2年度足立区職員褒賞の結果について以下のとおり報告する。</p> <p>1 制度の目的・概要 職務上において特に顕著な功績を挙げた職員及び善行のあった職員を褒賞することにより、足立区職員としての意識の高揚と区民サービスの向上を図り、もって区政の円滑な運営と振興に資することを目的とする。 なお、各部より推薦があった事績のうち、特に優秀な事績を区長より褒賞する。</p> <p>2 令和2年度職員褒賞受賞者数 団体褒賞 24件 個人褒賞 104名 ※副区長褒賞・教育長褒賞を含む</p> <p>3 主な受賞事績 (1) 団体褒賞：新型コロナウイルス感染症対策、区内中小企業への緊急融資対応、あだちっ子弁当配食サービス事業など (2) 個人褒賞：新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事務量増大職場への緊急応援職員など</p> <p>4 その他 受賞者には褒状授与式にて区長より直接褒状が授与され、また副賞として記念品が授与される。</p>
問題点 今後の方針	今後も引き続き職員としての意識の高揚と区民サービスの向上のため、積極的に褒賞していく。

総務委員会情報連絡資料

令和3年4月15日

<p>件名</p>	<p>同性パートナーを有する職員に対する休暇制度の整備に係る規則改正等について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>総務部 人事課</p>
<p>内容</p>	<p>足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の開始に伴い、「足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」及び「足立区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の一部を改正した。</p> <p>あわせて、「足立区職員の同性パートナーを有する職員に係る休暇に関する取扱要綱」を新たに制定した。</p> <p>1 改正内容</p> <p>同性パートナー（当該職員と性別（自認する性別を含む）が同一であって当該職員との関係が婚姻関係と同等の事情にあると任命権者が認める者）を有する職員について、下記の特別休暇等の適用対象とする。</p> <p>(1) 出産支援休暇※ (2) 育児参加休暇※ (3) 慶弔休暇 (4) 子の看護のための休暇 (5) 短期の介護休暇 (6) 介護休暇 (7) 介護時間</p> <p>※(1)、(2)は会計年度任用職員対象外 (元となる休暇が未制定のため)</p> <p>2 新旧対照表及び要綱</p> <p>別紙のとおり</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和3年4月1日</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第20条 略</p> <p>(出産支援休暇)</p> <p>第21条 出産支援休暇は、<u>男子職員</u>がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p> <p>2 出産支援休暇は、<u>配偶者</u>の出産の前後を通じて、原則として、日を単位として2日以内で承認する。</p> <p>3 任命権者は、出産支援休暇を承認するときは、<u>配偶者</u>の出産の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。</p> <p>(育児参加休暇)</p> <p>第21条の2 育児参加休暇は、<u>男子職員</u>がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。</p> <p>2 育児参加休暇は、<u>配偶者</u>の出産の日の翌日（<u>男子職員</u>又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合にあつては、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日）から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、日を単位として5日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の育児参加休暇は、同項の期間内において、1時間を単位として5日以内で承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、育児参加休暇の請求が</p>	<p>第1条～第20条 略</p> <p>(出産支援休暇)</p> <p>第21条 出産支援休暇は、<u>職員</u>がその配偶者又は当該職員と性別（自認する性別を含む。以下同じ。）が同一であつて当該職員との関係が婚姻関係と同等の事情にあると任命権者が認める者（以下「<u>同性パートナー</u>」という。）（以下「<u>配偶者等</u>」という。）の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。</p> <p>2 出産支援休暇は、<u>配偶者等</u>の出産の前後を通じて、原則として、日を単位として2日以内で承認する。</p> <p>3 任命権者は、出産支援休暇を承認するときは、<u>配偶者等</u>の出産の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。</p> <p>(育児参加休暇)</p> <p>第21条の2 育児参加休暇は、<u>職員</u>がその配偶者等の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。</p> <p>2 育児参加休暇は、<u>配偶者等</u>の出産の日の翌日（<u>職員</u>又はその配偶者等と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合にあつては、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日）から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、日を単位として5日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の育児参加休暇は、同項の期間内において、1時間を単位として5日以内で承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、育児参加休暇の請求が</p>

改正前	改正後
<p>あった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p> <p>4 1時間を単位として承認された育児参加休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、前項ただし書に規定する時間数を単位として承認された育児参加休暇を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。</p> <p>5 任命権者は、育児参加休暇を承認するときは、<u>配偶者</u>の出産の事実を確認できる証明書等（出産の日以前の期間における育児参加休暇を請求する場合にあっては、当該証明書等及び<u>男子職員</u>又はその<u>配偶者</u>が子と同居していることを確認できる証明書等）の提出を求めることができる。</p>	<p>あった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p> <p>4 1時間を単位として承認された育児参加休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、前項ただし書に規定する時間数を単位として承認された育児参加休暇を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。</p> <p>5 任命権者は、育児参加休暇を承認するときは、<u>配偶者等</u>の出産の事実を確認できる証明書等（出産の日以前の期間における育児参加休暇を請求する場合にあっては、当該証明書等及び<u>職員</u>又はその<u>配偶者等</u>が子と同居していることを確認できる証明書等）の提出を求めることができる。</p>
第22条 略	第22条 略
(慶弔休暇)	(慶弔休暇)
<p>第23条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>(1) 職員が結婚する場合 引き続き7日</p> <p>(2) 職員の親族（別表第3に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 任命権者が承認した日から引き続き別表第3に掲げる日数</p>	<p>第23条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合（<u>当該職員と性別が同一である者との関係が婚姻関係と同等の事情になると任命権者が認める場合を含む。</u>以下この条において同じ。）、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>(1) 職員が結婚する場合 引き続き7日</p> <p>(2) 職員の親族（別表第3に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 任命権者が承認した日から引き続き別表第3に掲げる日数</p> <p>(3) <u>同性パートナー又は同性パートナーの血族（別表第3に掲げる同性パートナーの血族に限る。）</u>が死亡した場合 任命権者が承認した日か</p>

改正前	改正後
<p>(3) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合 1日</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、遠隔の地に旅行する必要があるときは、実際に要する往復日数を加算することができる。</p> <p>4 任命権者は、慶弔休暇を承認するときは、結婚等の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。</p>	<p><u>ら引き続き別表第3に掲げる日数</u></p> <p>(4) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合 1日</p> <p>3 前項第2号又は第3号の場合において、遠隔の地に旅行する必要があるときは、実際に要する往復日数を加算することができる。</p> <p>4 任命権者は、慶弔休暇を承認するときは、結婚等の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。</p>
<p>第24条～第24条の4 略</p>	<p>第24条～第24条の4 略</p>
<p>(子の看護のための休暇)</p> <p>第24条の5 子の看護のための休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p>	<p>(子の看護のための休暇)</p> <p>第24条の5 子の看護のための休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p>
<p>第24条の5の2～第25条の5の5 略</p>	<p>第24条の5の2～第25条の5の5 略</p>
<p>(介護休暇)</p> <p>第25条 条例第16条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者であって職員と同居しているもの(第1号から第3号までに掲げる者を除く。)とする。</p> <p>(1) 祖父母</p> <p>(2) 兄弟姉妹</p> <p>(3) 孫</p> <p>(4) 父母の配偶者</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第25条 条例第16条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者であって職員と同居しているもの(第1号から第3号まで、<u>第8号及び第9号</u>に掲げる者を除く。)とする。</p> <p>(1) 祖父母</p> <p>(2) 兄弟姉妹</p> <p>(3) 孫</p> <p>(4) 父母の配偶者</p>

改正前	改正後
-----	-----

- (5) 配偶者の父母の配偶者
- (6) 子の配偶者
- (7) 配偶者の子

- (5) 配偶者等の父母の配偶者
- (6) 子の配偶者
- (7) 配偶者等の子
- (8) 同性パートナー
- (9) 同性パートナーの父母

第25条の2～第28条 略

第25条の2～第28条 略

別表第3（第23条関係）

別表第3（第23条関係）

親 族		日数
<u>配偶者</u>		10日
血 族	一親等の直系尊属（父母）	10日
	同 直系卑属（子）	10日
	二親等の直系尊属（祖父母）	7日
	同 直系卑属（孫）	5日
	同 傍系者（兄弟姉妹）	5日
	三親等の直系尊属（曾祖父母）	5日
	同 傍系尊属（伯叔父母）	5日
	同 傍系卑属（甥姪）	3日
	四親等の傍系者（従兄弟姉妹に限る。）	1日
姻 族	一親等の直系尊属	5日
	同 直系卑属	5日
	二親等の直系尊属	3日
	同 直系卑属	2日
	同 傍系者	2日
	三親等の直系尊属	1日
	同 傍系尊属	1日
同 傍系卑属	1日	

親 族		日数
<u>配偶者等</u>		10日
血 族	一親等の直系尊属（父母）	10日
	同 直系卑属（子）	10日
	二親等の直系尊属（祖父母）	7日
	同 直系卑属（孫）	5日
	同 傍系者（兄弟姉妹）	5日
	三親等の直系尊属（曾祖父母）	5日
	同 傍系尊属（伯叔父母）	5日
	同 傍系卑属（甥姪）	3日
	四親等の傍系者（従兄弟姉妹に限る。）	1日
又 は 同 性 パ ー ト ナ ー の 血 族	姻 族	5日
	同 直系尊属	5日
	同 直系卑属	5日
	二親等の直系尊属	3日
	同 直系卑属	2日
	同 傍系者	2日
	三親等の直系尊属	1日
同 傍系尊属	1日	
同 傍系卑属	1日	

改正前	改正後
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。 2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は一親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。 3 子には、民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として第7条の3第1項で定める者を含む。 	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生計を一にする姻族又は同性パートナーの血族の場合は血族に準ずる。 2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は一親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。 3 子には、民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として第7条の3第1項で定める者を含む。 <p style="text-align: center;">付 則（令和3年3月24日規則第23号）</p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

足立区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第 1 条～第22条 略</p> <p>(慶弔休暇)</p> <p>第23条 慶弔休暇は、会計年度任用職員が結婚する場合及び会計年度任用職員の親族が死亡した場合の休暇とする。</p> <p>2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>(1) 会計年度任用職員が結婚する場合 引き続き 7 日</p> <p>(2) 会計年度任用職員の親族（別表第 4 に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 任命権者が承認した日から引き続き同表に掲げる日数 (新設)</p> <p>3 任命権者は、慶弔休暇を承認するときは、結婚等の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。</p> <p>第24条～第25条 略</p> <p>(子の看護のための休暇)</p>	<p>第 1 条～第22条 略</p> <p>(慶弔休暇)</p> <p>第23条 慶弔休暇は、会計年度任用職員が結婚する場合 <u>（当該会計年度任用職員と性別（自認する性別を含む。以下同じ。）が同一である者との関係が婚姻関係と同等の事情になると任命権者が認める場合を含む。以下この条において同じ。）</u>及び会計年度任用職員の親族が死亡した場合の休暇とする。</p> <p>2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>(1) 会計年度任用職員が結婚する場合 引き続き 7 日</p> <p>(2) 会計年度任用職員の親族（別表第 4 に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 任命権者が承認した日から引き続き同表に掲げる日数</p> <p><u>(3) 当該会計年度任用職員と性別が同一であって当該職員との関係が婚姻関係と同等の事情にあると任命権者が認める者（以下「同性パートナー」という。）又は同性パートナーの血族（別表第 4 に掲げる同性パートナーの血族に限る。）が死亡した場合 任命権者が承認した日から引き続き同表に掲げる日数</u></p> <p>3 任命権者は、慶弔休暇を承認するときは、結婚等の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。</p> <p>第24条～第25条 略</p> <p>(子の看護のための休暇)</p>

改正前	改正後
<p>第26条 子の看護のための休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 子の看護のための休暇は、1の年度において、日又は時間（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、時間。当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数を単位として、5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）以内で承認する。ただし、勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5（養育する子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間の範囲内で承認する。</p> <p>3 第13条第3項の規定は、時間を単位として使用した子の看護のための休暇を日に換算する場合について準用する。</p> <p>4 任命権者は、子の看護のための休暇を承認するときは、看護を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。</p>	<p>第26条 子の看護のための休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者又は同性パートナー（以下「配偶者等」という。）の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 子の看護のための休暇は、1の年度において、日又は時間（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、時間。当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数を単位として、5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）以内で承認する。ただし、勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5（養育する子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間の範囲内で承認する。</p> <p>3 第13条第3項の規定は、時間を単位として使用した子の看護のための休暇を日に換算する場合について準用する。</p> <p>4 任命権者は、子の看護のための休暇を承認するときは、看護を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。</p>
<p>第27条 略</p>	<p>第27条 略</p>
<p>（介護休暇）</p>	<p>（介護休暇）</p>
<p>第28条 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号に掲げる者（第8号から第11号までに掲げる者にあつては当該会計年度任用職員と同居している場合に限る。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があ</p>	<p>第28条 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号に掲げる者（第8号から第11号までに掲げる者にあつては当該会計年度任用職員と同居している場合に限る。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があ</p>

改正前	改正後
<p>るものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>(1) <u>配偶者</u></p> <p>(2) 父母</p> <p>(3) 子</p> <p>(4) <u>配偶者の父母</u></p> <p>(5) 祖父母</p> <p>(6) 兄弟姉妹</p> <p>(7) 孫</p> <p>(8) 父母の配偶者</p> <p>(9) <u>配偶者の父母の配偶者</u></p> <p>(10) 子の配偶者</p> <p>(11) <u>配偶者の子</u></p> <p>2 介護休暇は、当該職員の申請に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する93日の期間内において必要と認められる期間及び回数について承認する。ただし、連続する93日の期間経過後であっても、更に2回まで通算93日（連続する93日の期間内において既に承認した期間を含む。）を限度として承認することができる。</p> <p>3 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。</p> <p>4 時間を単位とする介護休暇は、申請する当該職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての申請する会計年度任用職員について定められた</p>	<p>るものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>(1) <u>配偶者等</u></p> <p>(2) 父母</p> <p>(3) 子</p> <p>(4) <u>配偶者等の父母</u></p> <p>(5) 祖父母</p> <p>(6) 兄弟姉妹</p> <p>(7) 孫</p> <p>(8) 父母の配偶者</p> <p>(9) <u>配偶者等の父母の配偶者</u></p> <p>(10) 子の配偶者</p> <p>(11) <u>配偶者等の子</u></p> <p>2 介護休暇は、当該職員の申請に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する93日の期間内において必要と認められる期間及び回数について承認する。ただし、連続する93日の期間経過後であっても、更に2回まで通算93日（連続する93日の期間内において既に承認した期間を含む。）を限度として承認することができる。</p> <p>3 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。</p> <p>4 時間を単位とする介護休暇は、申請する当該職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての申請する会計年度任用職員について定められた</p>

改正前	改正後
<p>勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。</p> <p>5 前2項に規定する介護休暇の利用方法は、第2項ただし書の規定により承認された介護休暇にあっては、承認された期間について1回に限り変更することができる。</p> <p>6 任命権者は、介護休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。</p> <p>7 任命権者は、職務に重大な支障が生じた場合には、既に承認した介護休暇（当該支障が生じた日以後の期間に係るものに限る。）を取り消すことができる。</p> <p>8 介護休暇の承認及び請求等の手続については、常勤の職員の例による。</p>	<p>勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。</p> <p>5 前2項に規定する介護休暇の利用方法は、第2項ただし書の規定により承認された介護休暇にあっては、承認された期間について1回に限り変更することができる。</p> <p>6 任命権者は、介護休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。</p> <p>7 任命権者は、職務に重大な支障が生じた場合には、既に承認した介護休暇（当該支障が生じた日以後の期間に係るものに限る。）を取り消すことができる。</p> <p>8 介護休暇の承認及び請求等の手続については、常勤の職員の例による。</p>

第29条～第36条 略

第29条～第36条 略

別表第4（第23条関係）

親 族		日数
<u>配偶者</u>		7日
血族	一親等の直系尊属（父母）	7日
	同 直系卑属（子）	7日
	二親等の直系尊属（祖父母）	5日
	同 直系卑属（孫）	3日
	同 傍系者（兄弟姉妹）	3日
	三親等の直系尊属（曾祖父母）	3日
	同 傍系尊属（伯叔父母）	3日
	同 傍系卑属（甥姪）	2日

別表第4（第23条関係）

親 族		日数
<u>配偶者等</u>		7日
血族	一親等の直系尊属（父母）	7日
	同 直系卑属（子）	7日
	二親等の直系尊属（祖父母）	5日
	同 直系卑属（孫）	3日
	同 傍系者（兄弟姉妹）	3日
	三親等の直系尊属（曾祖父母）	3日
	同 傍系尊属（伯叔父母）	3日
	同 傍系卑属（甥姪）	2日

改正前			改正後		
姻族	一親等の直系尊属	3日	姻族	一親等の直系尊属	3日
	同 直系卑属	3日	<u>又は</u>	同 直系卑属	3日
	二親等の直系尊属	2日	<u>同性</u>	二親等の直系尊属	2日
	同 直系卑属	1日	<u>パー</u>	同 直系卑属	1日
	同 傍系者	1日	<u>トナ</u>	同 傍系者	1日
	三親等の傍系尊属	1日	<u>一の</u>	三親等の傍系尊属	1日
	(自己の伯叔父母の配偶者に限る。)		<u>血族</u>	(自己の伯叔父母の配偶者に限る。)	
備考			備考		
1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。			1 生計を一にする姻族 <u>又は同性パートナーの血族</u> の場合は血族に準ずる。		
2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は1親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。			2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は1親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。		
			<u>付 則（令和3年3月24日規則第24号）</u>		
			<u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u>		

足立区職員の同性パートナーを有する職員に係る休暇に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年足立区条例第2号。以下「条例」という。)及び足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成10年足立区規則第9号。以下「職員規則」という。)又は足立区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年足立区規則第44号。以下「会計年度規則」という。)の規定に基づき、職員が特別休暇等を取得するために必要な手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 この要綱において、「職員」とは、当該職員と性別(自認する性別を含む。以下同じ。)が同一であって当該職員との関係が婚姻関係と同等の事情にあると任命権者が認める者(以下「同性パートナー」という。)を有する職員をいう。

(対象となる特別休暇等)

第3条 この要綱において、「特別休暇等」とは、次の各号に掲げるもので、条例及び職員規則又は会計年度任用職員規則に基づき、職員に対して取得が認められるものをいう。

- (1) 出産支援休暇
- (2) 育児参加休暇
- (3) 慶弔休暇
- (4) 子の看護のための休暇
- (5) 短期の介護休暇
- (6) 介護休暇
- (7) 介護時間

(承認に係る証明)

第4条 任命権者は、職員より特別休暇等の申請があった場合において、必要に応じて次の各号に掲げる証明書等の提出を求めることができる。

- (1) 自治体が発行するパートナーシップ届受領証明書等
- (2) 職員及び同性パートナーにおける戸籍抄本及び住民票
- (3) その他当該職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と同等の事情にあることが証明できるもの

(アウティングの防止)

第5条 特別休暇等の申請に関与する者は、当該申請があった場合において、申請者の承諾を得ず不必要にその申請に関する事項を他に示してはならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則 (2足総人発第4606号 令和3年3月10日 総務部長決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

総務委員会情報連絡

令和3年4月15日

件名	足立区職員障がい者活躍推進計画の策定について
所管部課名	総務部 人事課
内容	<p>令和元年6月、「障害者雇用促進法」の改正により、国および地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示され、障害者活躍推進計画の策定が義務付けられた。</p> <p>令和3年3月、障がいを持つ全ての職員が、障がいの特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう、別添のとおり「足立区職員障がい者活躍推進計画」を策定したため、報告する。</p> <p>1 計画の概要</p> <p>(1) 執務環境等ハード面の整備 (2) 障がいを持つ職員の要望把握や不安を解消する相談体制の整備 (3) 障がい者の活躍推進に関する検討会議の設置等推進体制の整備 (4) 障がいを持つ職員への理解等研修体制の整備</p> <p>2 計画期間</p> <p>令和2年度から令和6年度までの5年間</p> <p>3 障がい者の活躍推進に関する検討会議の設置</p> <p>計画を継続的かつ効果的に推進するため、学識経験者、障がいのある職員を含めたメンバーで構成する検討会議を設置する。</p> <p>4 評価</p> <p>毎年度、庁内での取組み状況の調査や職員アンケートを実施し、PDCAサイクルに基づき、検討会議において評価・検証を行う。</p> <p>また、必要に応じて、取組み内容、指標の見直しを行い、今後の改善につなげる。</p> <p>5 周知・公表</p> <p>(1) 策定または改正を行った計画は、全職員への周知だけでなく、区のホームページへの掲載や議会報告など適切な方法で公表する。 (2) 数値目標の達成及び計画に掲げる取組みの実施状況についても、毎年、周知・公表する。</p>
問題点 今後の方針	令和3年4月下旬までにメンバーを選定し、障がい者の活躍推進に関する検討会議を開催する。

総務委員会情報連絡資料

令和3年4月15日

件名	任期付職員（保健師）の採用について
所管部課名	総務部 人事課
内容	<p>「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第4条に基づく任期付職員の採用に関して、特別区統一の取扱いが令和3年4月1日付で変更された。</p> <p>新たに、保健師等について新型コロナウイルス感染症対策関係業務での採用が可能となったため（常勤職員を当該業務に従事させている期間について、任期付職員を当該業務以外の業務に従事させることも可能）、採用に向け募集を行う。</p> <p>1 採用の概要</p> <p>(1) 採用職種 保健師</p> <p>(2) 対象業務 保健センターの通常業務</p> <p>(3) 任期（予定） 令和3年9月1日から令和5年3月31日まで（1年7月）</p> <p>(4) 採用人数 2名程度</p> <p>2 募集スケジュール</p> <p>採用計画について特別区人事委員会の確認を受けたのち、あだち広報（5月25日号）及び区ホームページ等で募集する（募集期間約1か月間）。</p>
問題点 今後の方針	

令和2年度契約状況(工事請負契約金額6千万円以上1億8千万円未満)

令和3年1月1日～令和3年3月31日

契約 月日	件名 (工事場所)	契約金額 (円)	落札率 %	契約の相手方
1/29	江北地区緑道等整備工事(工事課工事第27号) 足立区江北四丁目22番から江北四丁目23番先	87,230,000	99.86	(株)大林組 東京本店
2/10	北綾瀬駅前交通広場計画策定委託 足立区谷中四丁目1番から9番先	76,714,000	80.36	(株)建設技術研究所 東京本社
2/22	一ツ家第一公園拡張工事 足立区西加平二丁目8番1号	83,897,000	99.93	(株)富士造園
2/22	綾南公園ほか1か所改修工事 足立区綾瀬二丁目4番10号ほか1か所	74,085,000	99.97	大洋造園土木(株)
2/22	総合スポーツセンター公園スペシャル・クライフコート周辺整備工事 足立区東保木間二丁目27番2号	96,794,500	99.84	誠和光建(株)
3/10	千寿桜小学校ほか1校昇降機設備改修工事 足立区千住桜木一丁目8番15号ほか1か所	61,787,000	95.77	(株)日立ビルシステム

※契約金額には消費税を含む。

総務委員会情報連絡

令和3年4月15日

件名	令和3年地価公示価格について																																																																																
所管部課名	総務部 資産管理課																																																																																
内容	<p>国土交通省土地鑑定委員会は、令和3年地価公示価格を令和3年3月24日に公表した。 これによると足立区においては、全用途平均は平成25年以来8年ぶりに下落に転じた。</p> <p>1 前年比地価変動率（足立区全110地点）※別紙1、2参照</p> <table border="1" data-bbox="443 689 1015 999"> <thead> <tr> <th>変動率</th> <th>地点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2%以上の上昇</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2%未満の上昇</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>変動なし</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>-1%未満の下落</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>-1%以上の下落</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前年比変動率順位表（足立区全用途） (価格：円/㎡)</p> <table border="1" data-bbox="443 1115 1461 1518"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>所在</th> <th>用途</th> <th>変動率</th> <th>今回価格</th> <th>前年価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>千住 2-39-15 (北千住駅西口周辺)</td> <td>商業</td> <td>3.5%</td> <td>735,000</td> <td>710,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>綾瀬 1-111-2 外 (綾瀬駅西口南側周辺)</td> <td>住宅</td> <td>2.3%</td> <td>745,000</td> <td>728,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>千住 2-57-3 外 (北千住駅西口周辺)</td> <td>商業</td> <td>1.9%</td> <td>3,240,000</td> <td>3,180,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>千住旭町 66-17 (北千住駅東口周辺)</td> <td>住宅</td> <td>1.8%</td> <td>516,000</td> <td>507,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>入谷 6-3221</td> <td>工業</td> <td>1.8%</td> <td>224,000</td> <td>220,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前年比変動率（用途別）</p> <table border="1" data-bbox="443 1603 1401 1868"> <thead> <tr> <th></th> <th>住宅地</th> <th>商業地</th> <th>工業地</th> <th>全用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区</td> <td>-0.2%</td> <td>-0.5%</td> <td>0.8%</td> <td>-0.2%</td> </tr> <tr> <td>都心5区</td> <td>-0.3%</td> <td>-2.7%</td> <td></td> <td>-2.0%</td> </tr> <tr> <td>23区</td> <td>-0.5%</td> <td>-2.1%</td> <td>1.8%</td> <td>-1.1%</td> </tr> <tr> <td>多摩全域</td> <td>-0.7%</td> <td>-1.1%</td> <td>0.0%</td> <td>-0.8%</td> </tr> <tr> <td>東京都全域</td> <td>-0.6%</td> <td>-1.9%</td> <td>0.9%</td> <td>-1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※都心5区：千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区</p>	変動率	地点数	2%以上の上昇	2	2%未満の上昇	11	変動なし	41	-1%未満の下落	41	-1%以上の下落	15	合計	110	順位	所在	用途	変動率	今回価格	前年価格	1	千住 2-39-15 (北千住駅西口周辺)	商業	3.5%	735,000	710,000	2	綾瀬 1-111-2 外 (綾瀬駅西口南側周辺)	住宅	2.3%	745,000	728,000	3	千住 2-57-3 外 (北千住駅西口周辺)	商業	1.9%	3,240,000	3,180,000	4	千住旭町 66-17 (北千住駅東口周辺)	住宅	1.8%	516,000	507,000	5	入谷 6-3221	工業	1.8%	224,000	220,000		住宅地	商業地	工業地	全用途	足立区	-0.2%	-0.5%	0.8%	-0.2%	都心5区	-0.3%	-2.7%		-2.0%	23区	-0.5%	-2.1%	1.8%	-1.1%	多摩全域	-0.7%	-1.1%	0.0%	-0.8%	東京都全域	-0.6%	-1.9%	0.9%	-1.0%
変動率	地点数																																																																																
2%以上の上昇	2																																																																																
2%未満の上昇	11																																																																																
変動なし	41																																																																																
-1%未満の下落	41																																																																																
-1%以上の下落	15																																																																																
合計	110																																																																																
順位	所在	用途	変動率	今回価格	前年価格																																																																												
1	千住 2-39-15 (北千住駅西口周辺)	商業	3.5%	735,000	710,000																																																																												
2	綾瀬 1-111-2 外 (綾瀬駅西口南側周辺)	住宅	2.3%	745,000	728,000																																																																												
3	千住 2-57-3 外 (北千住駅西口周辺)	商業	1.9%	3,240,000	3,180,000																																																																												
4	千住旭町 66-17 (北千住駅東口周辺)	住宅	1.8%	516,000	507,000																																																																												
5	入谷 6-3221	工業	1.8%	224,000	220,000																																																																												
	住宅地	商業地	工業地	全用途																																																																													
足立区	-0.2%	-0.5%	0.8%	-0.2%																																																																													
都心5区	-0.3%	-2.7%		-2.0%																																																																													
23区	-0.5%	-2.1%	1.8%	-1.1%																																																																													
多摩全域	-0.7%	-1.1%	0.0%	-0.8%																																																																													
東京都全域	-0.6%	-1.9%	0.9%	-1.0%																																																																													
問題点 今後の方針																																																																																	

令和3年 地価公示価格 (令和3年1月1日現在)

(五十音順)

No.	公示地 番号	土地の所在地	住居表示	価格 円/m ²	地積 m ²	前面道路	最寄駅までの 距離	建築制限
1	25	青井2丁目1905番11	青井2-28-14	351,000	134	南5.2m 区道	青井 690m	1中専 (60,200)準防
2	26	青井4丁目4310番6外	青井4-16-7	308,000	82	北4m 道路	青井 630m	1中専 (60,200)準防
3	27	足立2丁目1265番50	足立2-13-5	247,000	120	北4m 区道	小菅 610m	準工 (80,300)準防
4	5-8	足立4丁目1785番1	足立4-13-6	442,000	567	西25m 国道	五反野 700m	商業 (80,500)防火
5	21	綾瀬1丁目111番2外	綾瀬1-32-3	745,000	839	北西9.4m 区道、背面道	綾瀬 80m	近商 (80,300)防火
6	3	綾瀬2丁目43番5	綾瀬2-43-8	488,000	106	東10.5m 区道	綾瀬 690m	1中専 (60,300)準防
7	5-20	綾瀬2丁目26番9	綾瀬2-26-15	649,000	612	南6m 区道	綾瀬 180m	商業 (80,400)防火
8	*13	綾瀬3丁目22番10	綾瀬3-22-7	580,000	486	北6m 区道	綾瀬 420m	1住居 (60,300)準防
9	2	綾瀬4丁目64番3	綾瀬4-10-20	525,000				
10	9-1	綾瀬6丁目455番1外	綾瀬6-11-17	310,000	1668	東13m 区道	青井 740m	工業 (60,200)準防
11	12	伊興本町1丁目1248番2	伊興本町1-13-19	300,000	120	北6.4m 区道	竹ノ塚 870m	1低専 (50,100)準防
12	56	伊興本町2丁目21番13内	伊興本町2-13-24	235,000	136	北7.4m 区道	竹ノ塚 1.2km	1低専 (50,150)準防
13	33	入谷4丁目6番29	入谷4-6-10	222,000	188	北6m 区道	舎人 950m	1中専 (60,200)準防
14	9-4	入谷6丁目3221番	入谷6-2-6	224,000	12000	西16m 区道	舎人公園 1.2km	準工 (60,300)準防
15	65	入谷8丁目6番2	入谷8-6-2	190,000	172	南東9m 区道	舎人 1.4km	準工 (60,200)準防
16	17	梅島1丁目29番23	梅島1-19-9	362,000	166	北6m 区道	梅島 340m	1住居 (60,300)準防
17	4	扇1丁目4767番7	扇1-52-2	263,000	105	南4m 区道	扇大橋 500m	1住居 (60,200)準防
18	5-19	扇1丁目4320番6外	扇1-21-16	439,000	233	西35m 都道	扇大橋近接	近商 (80,400)防火
19	24	大谷田2丁目20番22外	大谷田2-20-14	238,000	146	南東6m 区道	北綾瀬 1.7km	1中専 (60,200)準防
20	5-26	大谷田3丁目1108番1	大谷田3-1-1	343,000	350	南25m 都道	北綾瀬 700m	準工 (60,400)防火
21	38	興野2丁目815番15	興野2-30-33	258,000				
22	48	加平1丁目17番18	加平1-17-22	346,000	198	南6m 区道	北綾瀬 540m	1住居 (60,300)準防
23	53	北加平町227番24	北加平町18-14	242,000	100	東5.5m 区道	北綾瀬 1.2km	1低専 (50,150)準防
24	5-25	栗原3丁目903番1	栗原3-10-15	408,000	170	南33m 都道	大師前 250m	近商 (80,400)防火
25	5-23	栗原4丁目9番7	栗原4-9-6	350,000	260	西20m 都道	大師前 890m	準住居 (60,300)防火
26	61	弘道1丁目361番10外	弘道1-22-15	329,000	93	南東4.6m 区道	五反野 600m	1中専 (60,200)準防
27	74	江北5丁目666番	江北5-8-30	288,000	123	北5m 区画街路	江北 490m	1中専 (60,200)準防
28	57	江北7丁目10番15	江北7-10-11	251,000	126	東6m 区道	西新井大師西 830m	1住居 (60,300)準防

令和3年 地価公示価格 (令和3年1月1日現在)

(五十音順)

No.	公示地 番号	土地の所在地	住居表示	価格 円/m ²	地積 m ²	前面道路	最寄駅までの 距離	建築制限
29	20	古千谷本町2丁目21番1	古千谷本町2-22-25	247,000	101	東7.4m 区道	舎人 580m	1 低専 (50、150) 準防
30	62	佐野2丁目10番10	佐野2-10-16	230,000	134	南東7m 区道	北綾瀬 1.6km	2 中専 (60、200) 準防
31	10	皿沼1丁目16番49	皿沼1-16-17	231,000	147	東6m 区道	舎人公園 1.0km	1 住居 (60、200) 準防
32	5-4	鹿浜3丁目3番21外	鹿浜3-3-3	309,000	582	南25m 都道	西新井大師西 1.8m	準 工 (60、400) 防火
33	5-31	鹿浜3丁目5番11	鹿浜3-5-13	238,000	123	北6m 区道	西新井大師西 2km	近 商 (80、300) 準防
34	*30	鹿浜6丁目10番21	鹿浜6-10-15	230,000	99	東6m 区道、北側道	西新井大師西 1.2km	1 住居 (60、200) 準防
35	37	島根3丁目445番5	島根3-16-16	283,000	132	東4.7m 区道	西新井 730m	1 中専 (60、200) 準防
36	68	新田1丁目8番7	新田1-10-8	245,000	334	北西8m 区道	王子神谷 1.1km	準 工 (60、200) 準防
37	28	新田3丁目4番38	新田3-7-18	261,000	148	西4m 区道	王子神谷 1.2km	準 工 (60、200) 準防
38	8	神明1丁目510番1	神明1-3-4	204,000	132	西4.7m 区道	六町 1.4km	1 住居 (60、200) 準防
39	44	関原2丁目167番4	関原2-8-2	255,000	134	南西4m 区道	梅島 1.1km	準 工 (80、200) 準防
40	5-11	千住1丁目23番2	千住1-11-2	1,020,000	496	北西35m 国道、三方路	北千住 620m	商 業 (80、600) 防火
41	5-1	千住2丁目57番3外		3,240,000	494	南18m 区道、背面道	北千住 190m	商 業 (80、600) 防火
42	5-24	千住2丁目39番15		735,000	334	南5.7m 区道	北千住 180m	商 業 (80、400) 防火
43	5-27	千住4丁目43番7	千住4-4-14	585,000	83	南7.3m 区道	北千住 600m	近 商 (80、300) 準防
44	43	千住曙町55番24外	千住曙町35-14	361,000	150	北東4m 区道	堀切 250m	準 工 (60、200) 準防
45	52	千住旭町66番17	千住旭町28-12	516,000	113	南3.5m 私道	北千住 400m	1 住居 (60、300) 準防
46	*5-2	千住旭町45番2外	千住旭町40-22	1,340,000	122	南7.2m 区道	北千住 210m	商 業 (80、400) 防火
47	5-18	千住旭町80番17	千住旭町20-9	528,000	52	東7.2m 区道	北千住 500m	近 商 (80、300) 準防
48	47	千住寿町56番8	千住寿町5-10	894,000	613	南東35m 国道 側道	北千住 590m	1 商業 (80、600) 防火
49	5-15	千住龍田町60番5外	千住龍田町3-12	545,000	95	北15m 区道	北千住 790m	商 業 (80、500) 防火
50	5-32	千住橋戸町101番外		674,000	243	北東(駅前広場) 区道、南東側道	千住大橋駅前 広場接面	近 商 (80、400) 防火
51	72	千住緑町1丁目1番8	千住緑町1-2-1	449,000	7367	北東16m 区道、四方路	千住大橋 300m	1 住居 (60、300) 防火
52	29	千住緑町2丁目13番13外	千住緑町2-13-13	432,000	118	北7.3m 区道	千住大橋 590m	準 工 (60、300) 準防
53	69	千住元町57番14	千住元町27-9	350,000	114	西5.4m 区道	北千住 1.5km	準 工 (80、300) 準防
54	5-14	千住柳町25番6外	千住柳町6-12	469,000	184	東9m 区道	北千住 880m	近 商 (80、300) 準防
55	64	竹の塚1丁目15番3外	竹の塚1-15-4	406,000	254	南6m 区道	竹ノ塚 550m	1 住居 (60、300) 準防
56	5-9	竹の塚1丁目29番15外	竹の塚1-29-4	525,000	102	南西15.3m 区道	竹ノ塚 200m	商 業 (80、500) 防火

令和3年 地価公示価格 (令和3年1月1日現在)

(五十音順)

No.	公示地 番号	土地の所在地	住居表示	価格 円/m ²	地積 m ²	前面道路	最寄駅までの 距離	建築制限
57	*45	竹の塚2丁目19番2	竹の塚2-19-2	389,000	205	南6m 区道	竹ノ塚 850m	1 中専 (60,300) 準防
58	5-12	竹の塚4丁目1番7外	竹の塚4-1-13	417,000	182	東25m 国道	竹ノ塚 1.1km	近 商 (80,400) 防火
59	39	竹の塚5丁目29番8	竹の塚5-29-10	329,000	211	北東5m 区道	竹ノ塚 720m	1 中専 (60,300) 準防
60	*5-16	竹の塚5丁目1番2	竹の塚5-1-2	460,000	132	南22m 区道	竹ノ塚 670m	近 商 (80,300) 防火
61	42	辰沼2丁目5175番4外	辰沼2-18-4	197,000	198	西4.6m 区道	北綾瀬 1.9km	準 工 (60,200) 準防
62	71	中央本町1丁目2512番1	中央本町1-18-14	349,000	3594	東7.2m 区道、北側道	梅島 1km	準 工 (60,300) 防火
63	5-17	中央本町2丁目32番14	中央本町2-19-12	381,000	173	東9m 区道	五反野 470m	近 商 (80,300) 準防
64	23	中央本町4丁目1645番14外	中央本町4-3-19	285,000	113	東4m 区道	梅島 1.1km	準 工 (60,300) 防火
65	5-29	東和2丁目45番3外	東和2-26-2	363,000	141	西11m 区道	亀有 900m	近 商 (80,300) 防火
66	9	東和3丁目178番2	東和3-7-8	329,000	165	北6m 区道	北綾瀬 1.1km	1 住居 (60,300) 準防
67	60	東和5丁目71番3	東和5-13-19	328,000	99	南東8m 区道	北綾瀬 700m	1 住居 (60,300) 準防
68	7	舎人3丁目9番41	舎人3-6-18	243,000	105	北東7.4m 区道	見沼代親水公園 500m	1 低専 (50,150) 準防
69	1	舎人5丁目16番2	舎人5-27-1	269,000	99	南7.3m 区道	見沼代親水公園 270m	1 低専 (50,150) 準防
70	6	中川3丁目20番9	中川3-24-7	308,000	69	北4m 区道	亀有 1km	1 中専 (60,200) 準防
71	32	西綾瀬2丁目1618番10	西綾瀬2-10-5	315,000	109	北4m 区道	五反野 550m	1 中専 (60,200) 準防
72	18	西綾瀬3丁目1755番4	西綾瀬3-15-9	329,000	93	東4m 区道	綾瀬 710m	1 中専 (60,200) 準防
73	*34	西新井1丁目32番8外	西新井1-32-3	307,000	110	南6m 区道	大師前 430m	1 住居 (60,200) 準防
74	5-28	西新井1丁目1056番7	西新井1-8-1	422,000	159	南7.2m 区道、背面道	大師前 210m	商 業 (80,400) 防火
75	54	西新井3丁目13番3外	西新井3-13-2	267,000	176	南6m 区道	大師前 1.1km	1 中専 (60,200) 準防
76	19	西新井4丁目40番23	西新井4-40-8	280,000	156	西7.4m 区道	谷在家 220m	1 低専 (50,150) 準防
77	63	西新井4丁目3番28	西新井4-3-14	255,000	132	東6m 区道	谷在家 910m	1 住居 (60,200) 準防
78	46	西新井7丁目9番4	西新井7-9-3	288,000	140	南8m 区道	西新井大師西 430m	1 住居 (60,300) 準防
79	5-3	西新井栄町2丁目1215番2	西新井栄町2-3-4	934,000	140	南22m 区道	西新井 170m	商 業 (80,400) 防火
80	55	西伊興2丁目39番151	西伊興2-5-19	249,000	119	北7.4m 区道	舎人公園 780m	1 低専 (50,150) 準防
81	5	西竹の塚1丁目1971番17	西竹の塚1-3-23	336,000	264	東5m 区道	竹ノ塚 990m	1 低専 (60,150) 準防
82	36	西竹の塚2丁目1115番19	西竹の塚2-10-5	364,000	231	南4m 区道	竹ノ塚 330m	1 住居 (60,200) 準防
83	66	西保木間1丁目2048番8	西保木間1-18-12	258,000				
84	73	花畑4丁目34番1外	花畑4-34-1	250,000	185	南11m 区道、南西側道	谷塚 1.4km	1 住居 (60,200) 準防

令和3年 地価公示価格 (令和3年1月1日現在)

(五十音順)

No.	公示地 番号	土地の所在地	住居表示	価格 円/m ²	地積 m ²	前面道路	最寄駅までの 距離	建築制限
85	70	花畑6丁目624番39	花畑6-24-11	220,000	117	北6m 区道	谷塚 2.1km	1 中専 (60、200) 準防
86	16	東綾瀬1丁目18番17	東綾瀬1-18-7	426,000	109	北6m 区道	綾瀬 750m	1 住居 (60、300) 準防
87	5-21	東綾瀬1丁目24番2	東綾瀬1-24-2	550,000	204	西15m 都道	綾瀬 550m	準住居 (60、400) 防火
88	*35	東保木間2丁目19番6	東保木間2-19-3	268,000	165	西6m 区道	六町 1.5km	2 中専 (60、200) 準防
89	40	一ツ家4丁目5番4外	一ツ家4-5-5	313,000				
90	14	保木間1丁目23番10	保木間1-23-16	262,000	187	東6m 区道	竹ノ塚 1.7km	1 住居 (60、200) 準防
91	58	保木間3丁目28番11	保木間3-28-12	257,000	133	南6m 区道	竹ノ塚 1.9km	1 中専 (60、200) 準防
92	5-22	保木間4丁目50番8	保木間4-50-13	276,000	420	東16m 区道	竹ノ塚 2km	準住居 (60、400) 防火
93	67	保木間5丁目517番2	保木間5-24-28	205,000	125	北東5.4m 区道	谷塚 1.5km	準 工 (60、200) 準防
94	31	保塚町16番151	保塚町5-12	280,000	111	北6m 区道	六町 640m	1 中専 (50、150) 準防
95	41	堀之内2丁目12番3	堀之内2-12-12	219,000	141	北6m 区道	江北 1.5km	準 工 (60、200) 準防
96	9-3	堀之内2丁目2番8外		218,000	590	南西15m 区道	江北 1.4km	準 工 (60、300) 防火
97	50	宮城1丁目15番13	宮城1-31-6	232,000	198	北西6m 区道	足立小台 1.5km	準 工 (60、200) 準防
98	51	宮城1丁目43番5	宮城1-3-23	201,000	2,333	東15m 区道	小台 1.2km	工 業 (60、200) 準防
99	9-2	宮城2丁目6番3	宮城2-10-16	189,000	775	南東6m 区道	扇大橋 1.5km	工 業 (60、200) 準防
100	5-30	六木1丁目6番7	六木1-6-28	251,000	198	南西16m 区道	北綾瀬 1.8km	近 商 (80、300) 防火
101	11	六木3丁目34番9	六木3-34-16	231,000	157	南9.2m 区道	八潮 1.4km	1 中専 (60、200) 準防
102	*5-6	本木北町9番35外	本木北町9-21	279,000	131	東11m 区道	扇大橋 1.2km	近 商 (80、300) 準防
103	22	谷在家2丁目1番11	谷在家2-1-7	286,000	126	西6m 区道	西新井大師西 280m	1 住居 (60、200) 準防
104	5-5	谷在家2丁目1番10	谷在家2-1-16	409,000	257	東33m 都道	西新井大師西 200m	準 工 (60、400) 防火
105	15	谷中1丁目17番12	谷中1-17-5	346,000	101	北西8m 区道	北綾瀬 730m	1 中専 (60、300) 準防
106	5-10	谷中2丁目7番6	谷中2-7-3	539,000	287	西12m 区道	北綾瀬近接	近 商 (80、400) 防火
107	59	谷中4丁目14番2	谷中4-14-3	331,000	170	北7m 区道	北綾瀬 300m	1 中専 (60、300) 準防
108	5-7	六月1丁目572番3		329,000	102	西16m 都道	竹ノ塚 1.3km	近 商 (80、300) 準防
109	49	六月3丁目9番2	六月3-9-1	280,000	167	南6m 区道	竹ノ塚 1km	1 中専 (60、200) 準防
110	5-13	六町4丁目2番28外	六町4-3-7	552,000	255	西21m 都道	六町 150m	近 商 (80、300) 防火

* 公示地・基準地共通ポイントです。

令和2年 基準地価格 (令和2年7月1日現在)

(五十音順)

No.	基準値 番号	土地の所在地	住居表示	価格 円 /m ²	地積 m ²	前面道路	最寄駅まで の距離	建築制限
1	7	青井3丁目30番7	青井3-19-15	388,000	107	南6m 区道	青井 310m	1 中専(60,200) 準防、高度
2	10	綾瀬1丁目243番3	綾瀬1-19-10	429,000	135	北4.5m 区道	綾瀬 360m	1 中専(60,300) 準防、高度
3	5-9	綾瀬1丁目409番6	綾瀬1-38-20	589,000	146	南7.2m 区道	綾瀬 130m	近商(80,300) 準防、高度
4	*12	綾瀬3丁目22番10	綾瀬3-22-7	580,000	486	北6m 区道	綾瀬 420m	1 住居(60,300) 準防、高度
5	5-13	綾瀬3丁目16番5	綾瀬3-16-6	788,000	518	北15m 都道	綾瀬 280m	商業(80,500) 防火
6	22	伊興4丁目3315番4	伊興4-2-14	322,000	153	西4.5m 区道	竹ノ塚 680m	1 中専(60,200) 準防、高度
7	23	梅島3丁目818番6	梅島3-7-17	316,000	69	東4m 区道	梅島 430m	準工(60,200) 準防、高度
8	17	梅田7丁目1560番13	梅田7-8-10	302,000	116	北東5.3m 区道	梅島 800m	1 住居(80,300) 準防、高度
9	5-6	梅田7丁目1904番9	梅田7-34-13	617,000	80	西12.7m 区道	梅島 150m	近商(80,400) 防火、高度
10	1	扇2丁目3952番2外	扇2-29-19	298,000	101	東5m 区道	扇大橋 310m	1 中専(60,200) 準防、高度
11	18	加平2丁目5番6	加平2-5-5	290,000	83	北6m 区道	北綾瀬 620m	1 住居(60,300) 準防、高度
12	5-16	江北7丁目14番15外	江北7-14-13	296,000	172	東15m 区道	西新井大師 西 680m	近商(80,300) 防火、高度
13	*13	鹿浜6丁目10番21	鹿浜6-10-15	230,000	99	東6m区道、 北側道	西新井大師 西 1.2km	1 住居(60,200) 準防、高度
14	3	島根4丁目273番1外	島根4-14-8	277,000	148	南東4.6m区 道、南西側道	西新井 870m	1 中専(60,200) 準防、高度
15	5	神明南1丁目224番16	神明南1-8-11	203,000	100	西4m 区道	北綾瀬 1.6km	1 低専(50,150) 準防、高度
16	5-8	関原3丁目1358番5	関原3-21-2	382,000	85	南5.5m 区道	西新井 730m	近商(80,300) 準防、高度
17	5-4	千住3丁目70番2		1,430,000	148	北西7m 区道	北千住 230m	商業(80,400) 防火
18	8	千住5丁目88番5	千住5-25-14	505,000	87	南5.4m 区道	北千住 560m	1 住居(80,300) 準防、高度
19	*5-5	千住旭町45番2外	千住旭町40-22	1,310,000	122	南7.2m 区道	北千住 210m	商業(80,400) 防火
20	5-20	千住桜木2丁目3221番1外	千住桜木2-5-6	384,000	337	北東15m都 道、北西側道	北千住 1.6km	近商(80,400) 防火
21	9-1	千住関屋町21番6	千住関屋町11-21	257,000	760	南11m 区道	京成関屋 810m	工業(60,200) 準防、高度
22	11	千住中居町16番43	千住中居町26-10	429,000	138	東3.6m 区道	北千住 750m	1 住居(80,300) 準防、高度
23	5-1	千住仲町78番16	千住仲町24-2	520,000	117	北西6.7m 区道	北千住 510m	商業(80,400) 防火
24	5-17	千住仲町58番5	千住仲町19-7	827,000	138	北16m 区道	北千住 270m	商業(80,500) 防火
25	*14	竹の塚2丁目19番2	竹の塚2-19-2	389,000	205	南6m 区道	竹ノ塚 850m	1 中専(60,300) 準防、高度

令和2年 基準地価格 (令和2年7月1日現在)

(五十音順)

No.	基準値 番号	土地の所在地	住居表示	価格 円 /m ²	地積 m ²	前面道路	最寄駅まで の距離	建築制限
26	*5-15	竹の塚5丁目1番2	竹の塚5-1-2	460,000	132	南22m 区道	竹ノ塚 670m	近商(80,300) 防火、高度
27	5-2	竹の塚6丁目9番3	竹の塚6-9-2	727,000	132	南8m 区道	竹ノ塚 250m	商業(80,500) 防火
28	5-14	中央本町1丁目463番7	中央本町1-19-1	388,000	190	西25m 国道	梅島 800m	近商(80,400) 防火、高度
29	4	東和4丁目118番14	東和4-9-14	325,000	132	北東11.8m 区道	亀有 1.1km	1住居(60,300) 準防、高度
30	20	舎人1丁目1番2	舎人1-1-18	262,000	131	東7.4m 区道	舎人 450m	1中専(60,200) 準防、高度
31	5-19	舎人1丁目28番7外	舎人1-15-8外	393,000	927	西33m都 道、三方路	舎人 近接	準工(60,400) 防火、高度
32	9	中川2丁目214番2	中川2-11-2	354,000	179	南西6m 区道	亀有 620m	1住居(60,300) 準防、高度
33	5-12	西綾瀬2丁目1006番5	西綾瀬2-23-29	485,000	128	北9m 区道	五反野 240m	近商(80,300) 準防、高度
34	*25	西新井1丁目32番8外	西新井1-32-3	307,000	110	南6m 区道	大師前 430m	1住居(60,200) 準防、高度
35	19	西新井6丁目907番18	西新井6-17-7	282,000	122	西4m 区道	大師前 540m	1住居(60,200) 準防、高度
36	21	西新井本町1丁目1097番13	西新井本町1-12-14	278,000	92	南4.9m 区道	大師前 430m	1住居(80,200) 準防、高度
37	5-7	西竹の塚2丁目1388番18外	西竹の塚2-2-8	547,000	713	南西16.5m 区道、背面道	竹ノ塚 170m	商業(80,500) 防火
38	26	西保木間2丁目1204番43	西保木間2-19-10	242,000	60	東4.5m 区道	竹ノ塚 1.3km	1中専(60,200) 準防、高度
39	15	東伊興3丁目27番28外	東伊興3-4-42	275,000	192	東7.4m 区道	竹ノ塚 690m	1低専(50,150) 準防、高度
40	5-18	東保木間1丁目26番51	東保木間1-26-23	316,000	651	東12m 区道	六町 1km	準工(60,200) 準防、高度
41	*16	東保木間2丁目19番6	東保木間2-19-3	265,000	165	西6m 区道	六町 1.5km	2中専(60,200) 準防、高度
42	27	日ノ出町23番2	日ノ出町23-11	477,000	100	東5.5m 区道	北千住 650m	準工(60,300) 準防、高度
43	2	平野3丁目1372番1	平野3-15-24	247,000	151	南6m 区道	六町 1.4km	1低専(50,150) 準防、高度
44	24	南花畑4丁目23番9	南花畑4-23-8	226,000	125	北6m 区道	六町 1.5km	2中専(60,200) 準防、高度
45	5-10	宮城1丁目34番53	宮城1-13-10	240,000	105	北東8m 区道	小台 1.3km	近商(80,300) 準防、高度
46	5-11	本木2丁目2163番12	本木2-4-21	289,000	306	東20m都 道、背面道	西新井 1.4km	近商(80,300) 防火、高度
47	*5-3	本木北町9番35外	本木北町9-21	280,000	131	東11m 区道	扇大橋 1.2km	近商(80,300) 準防、高度
48	28	本木東町29番15	本木東町29-1	236,000	115	南4.5m 区道	西新井 1.4km	準工(80,200) 準防、高度
49	6	六町3丁目8番36	六町3-10-22	368,000	133	東6m 区画街路	六町 500m	1住居(60,200) 準防、高度

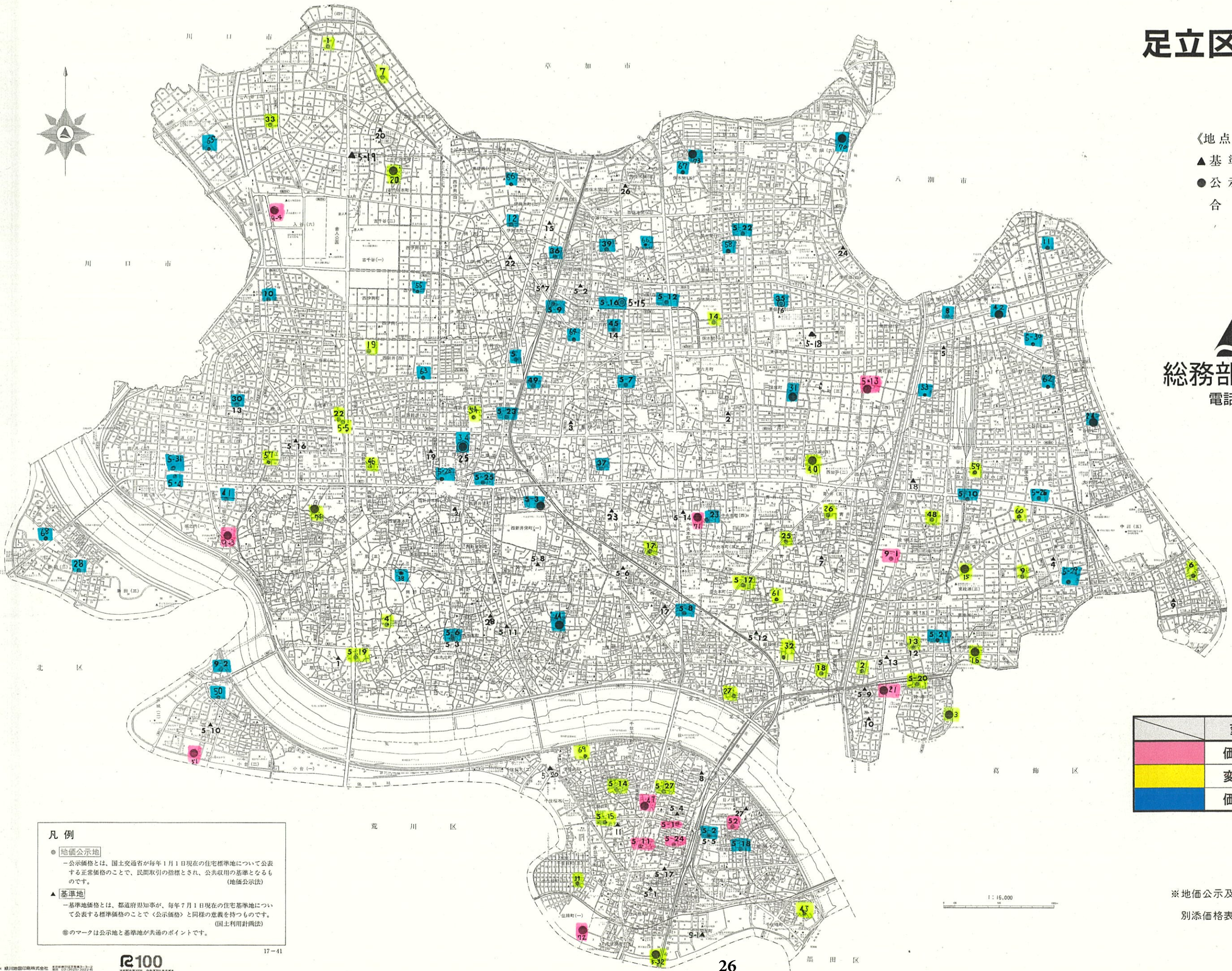
* 公示地・基準地共通ポイントです。

足立区地価マップ

(令和3年1月1日現在)

《地点数》
 ▲基準地 49地点
 ●公示地 110地点
 合計 159地点

足立区
総務部 資産管理課
 電話(3880)5111



	変動率	地点数
	価格上昇	13
	変動なし	41
	価格下落	56

凡例

- 地価公示地
 一公示価格は、国土交通省が毎年1月1日現在の住宅標準地について公表する正常価格のことで、民間取引の指標とされ、公共収用の基準となるものです。(地価公示法)
- ▲基準地
 一基準地価格は、都道府県知事が、毎年7月1日現在の住宅標準地について公表する標準価格のことで「公示価格」と同様の意義を持つものです。(国土利用計画法)
- ◎のマークは公示地と基準地が共通のポイントです。

※地価公示及び基準地の価格等については、別添価格表をご覧ください。